

第1次
犬山市地域福祉計画
～中間評価報告書～



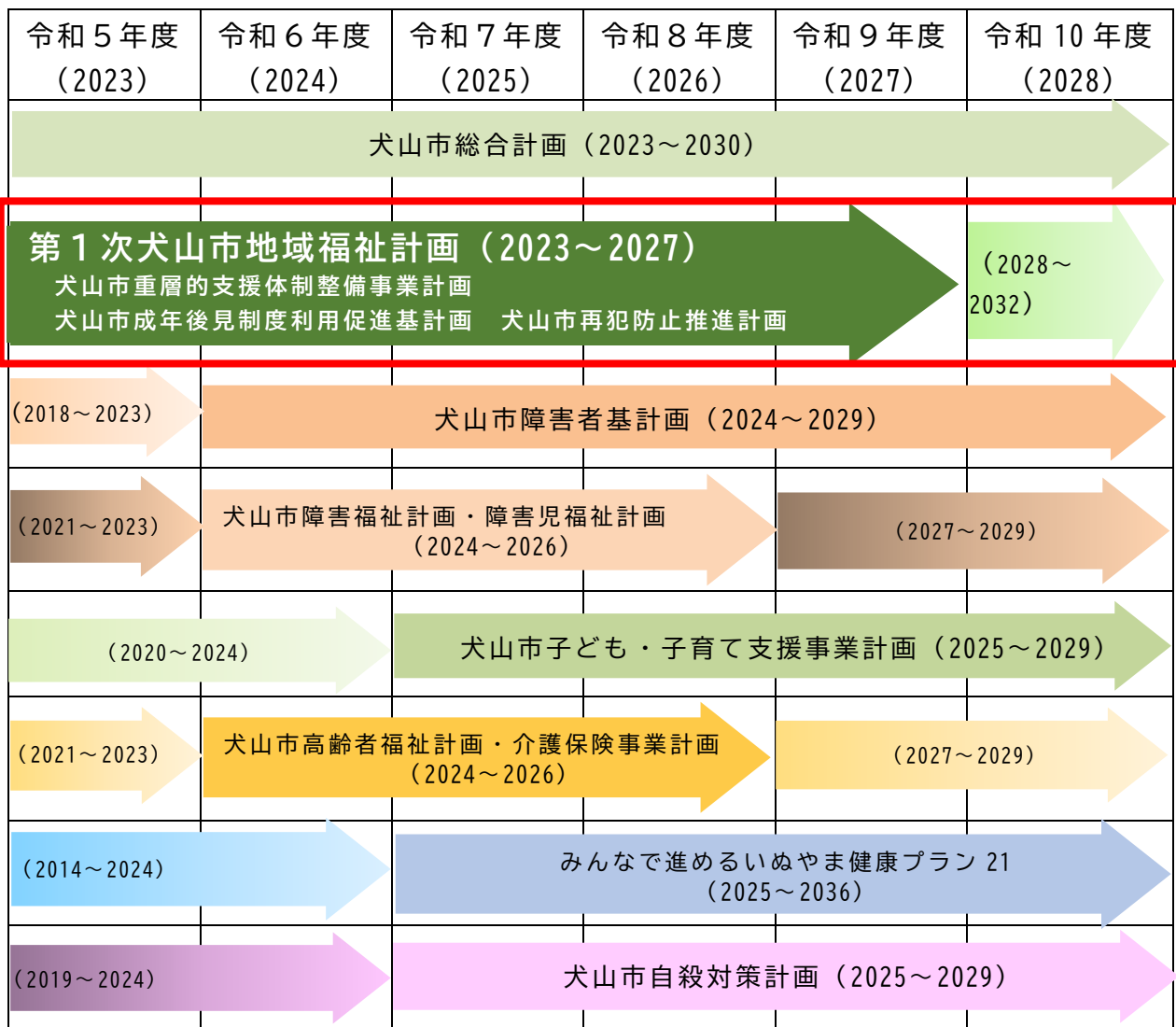
令和8年3月 犬山市

1 計画の位置付け

第1次犬山市地域福祉計画（以下「本計画」という。）は、地域福祉推進の主体である市民等の参加を得て生活課題を明らかにするとともに、その解決のために必要となる施策の内容や、体制などの目標を設定し、「目指す姿」を示す理念計画とし、令和5年3月に策定しました。

本計画は、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的事項」を定める、いわゆる「上位計画」として位置付けられています。

計画期間は令和5年度から令和9年度までの5年間とし、次期の計画の見直しや改善につなげるため、中間年度となる令和7年度に中間評価を実施し、最終年度には総合的な評価を行うことにしています。



2 基本理念と目標

つながり 支え合い 地域で高めよう ”わ”の力
～誰もがいきいきと健やかに暮らすことができるまちを目指して～

目 標

施 策

基本目標Ⅰ 人づくり

福祉の心を育み、地域福祉活動に参加する人をつくります。

- ① 福祉への理解・啓発活動を推進します。
- ② 生きがいや介護予防・健康づくりを推進します。
- ③ 地域福祉の担い手の育成・確保を推進します。
- ④ ボランティア意識を醸成し、地域福祉活動を支援します。

基本目標Ⅱ 場づくり

人と人がつながるきっかけづくりのために、地域で交流する機会の創出や拠点づくりを支援します。

- ① 地域ニーズの把握と地域資源の創出及び活動の継続を促進します。
- ② 多世代・多文化交流や障害者の居場所づくりを支援します。
- ③ 参加の機会や働く場を広げ、社会活動を促進します。
- ④ 社会福祉法人や企業、教育機関などの地域貢献を促進します。

基本目標Ⅲ しくみづくり

暮らしの環境整備や各分野の福祉サービスの充実とあわせて、必要な人に必要な支援を繋ぐために、権利擁護の体制を整えます。

- ① 安心して安全に暮らせるまちづくりを推進します。
- ② 福祉サービスの充実と適切な利用を推進します。
- ③ 権利擁護の体制を整えて尊厳を守ります。
- ④ 成年後見制度の利用を促進します。

基本目標Ⅳ つながりづくり

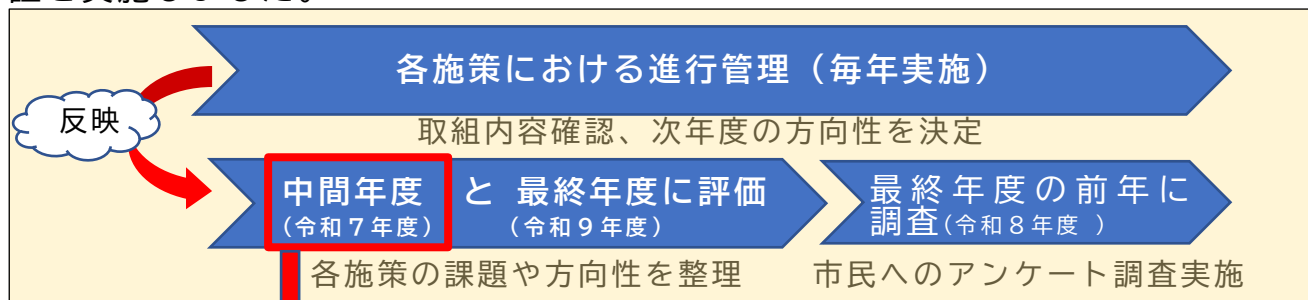
地域共生社会の実現を目指し、複雑化・複合化する地域生活課題に対応するために、包括的な支援体制を整備します。

- ① 世代や属性を超えた包括的な相談支援体制を整えます。
- ② 多機関協働による支援体制を整えます。
- ③ アウトリーチなどを通じた継続的な支援体制を整えます。
- ④ 地域資源を活用し、支援が必要な人と地域とのつながりをつくります。

3 中間評価の目的と方法

本計画は、毎年、各施策の所管課による年次的な進行確認を行うとともに、中間年度及び最終年度に評価・検証を行います。

中間評価は、本計画の中間時点での進捗状況や施策の課題を明確化することで、残りの計画期間の施策の方向性や進め方を見定め、次期計画の改善や見直しにつなげるために行うもので、各施策担当課にて、これまでの取組状況の評価及び検証を実施しました。



令和5年4月から令和7年9月までの各施策の取組について、令和7年10月、所管課による4段階の評価を実施。

評価基準	評価
できている	4
概ねできている	3
あまりできていない	2
できていない	1

4 中間評価の結果

(1) 結果

本計画は、理念計画であり具体的な目標値（数値）は設定していないため、各施策を推進するための年度毎の個別事業の取組状況や効果からの評価となっています。

基本目標Ⅰ、Ⅱ、Ⅳの分野では、「できている」「概ねできている」をあわせた『できている』の評価が100%となっています。基本目標Ⅲでは、「あまりできていない」評価が「①安心安全で暮らせるまちづくり」の施策の「下水道施設の更新・適切な維持管理」でありましたが、他の目標同様に『できている』の評価が高くなっています。

評価の結果、基本目標全体をとおして、個別事業の取組としては概ねできしており、施策の内容や方向性を見直すべき課題もないことから、現行の取組を維持し、残りの計画期間の施策を進めます。

しかしながら、本計画で定める基本目標（Ⅰ～Ⅳ）を達成するには、行政のみならず分野を超え、市全体で取組む必要があります。

地域福祉推進委員会において、福祉の現場の声として、担い手の確保が困難な状況や、今後、権利擁護が必要となる人が増加することに対する体制強化の必要性、支援現場における連携の困難さなどの課題が挙げられました。

行政における個別事業の評価だけでは見えにくい、これらの福祉現場における課題も踏まえ、次期の計画策定においては、市民や地域活動団体、現場の意

見を聞きとりながら施策に反映していく必要があります。

【基本目標Ⅰ 人づくり】

基本施策	できている	概ね できている	あまり できていない	できていない
①福祉への理解・啓発活動	16.7%	83.3%	0.0%	0.0%
②生きがいや介護予防・健康づくり	12.5%	87.5%	0.0%	0.0%
③地域福祉の担い手の育成・確保	18.2%	81.8%	0.0%	0.0%
④ボランティア意識の醸成	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%

👉ピックアップ👉基本施策「③地域福祉の担い手の育成・確保」における、「自殺対策に係る人材の確保、養成、資質の向上」では、養成講座の名称を伝わりやすい名称に変更するとともに、グループワークを取り入れることで具体的な傾聴方法を学べるよう実施しています。

【基本目標Ⅱ 場づくり】

基本施策	できている	概ね できている	あまり できていない	できていない
①地域ニーズの把握と地域資源の創出及び活動の継続	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%
②多世代・多文化交流や障害者の居場所づくり	28.6%	71.4%	0.0%	0.0%
③参加の機会や働く場を広げ、社会活動を推進	6.3%	93.7%	0.0%	0.0%
④社会福祉法人や企業、教育機関などの地域貢献の促進	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%

👉ピックアップ👉基本施策「②多世代・多文化交流や障害者の居場所づくり」における、障害者の就労に関する施策では、公共職業安定所（ハローワーク）や障害福祉サービス事業所と連携し、障害者雇用促進の周知をはじめ一般就労までの支援や、就労後の定着支援を実施しています。

【基本目標Ⅲ しきみづくり】

基本施策	できている	概ね できている	あまり できていない	できていない
①安心して安全に暮らせるまちづくり	5.9%	91.2%	2.9%	0.0%
②福祉サービスの充実と適切な利用	5.0%	95.0%	0.0%	0.0%
③権利擁護体制整備	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%
④成年後見制度の利用促進	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%

👉ピックアップ👉基本施策「③権利擁護体制整備」における、「権利擁護の推進」では、障害者・高齢者・子どもへの虐待防止に取り組まれました。特に、子どもへの虐待防止では「犬山市児童虐待対応マニュアル」を令和6年度に策定し、適切な支援につなげています。

また、「頼れる身寄りがない高齢者等への対応」や「成年後見制度における中核機関の位置づけの見直し」など、本計画策定時には国の施策になかった事業が今後開始されていくことから、国の施策動向を注視しながら、本市のあり

方について、具体的に検討を進める必要があります。

【基本目標Ⅳ つながりづくり】

基本施策	できている	概ねできている	あまりできていない	できていない
①世代や属性を超えた包括的な相談支援体制整備	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%
②多機関協働による支援体制整備	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%
③アウトリーチを通じた継続的な支援体制整備	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%
④地域資源を活用し、支援が必要な人と地域とのつながりをつくる	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%

👉ピックアップ👉基本施策「①世代や属性を超えた包括的な相談支援体制整備」における、「包括的な相談支援体制整備」では、重層的支援体制を構築することで、各種の相談窓口が連携し、相談者の世代や属性を問わず対応しています。また、相談窓口だけでなく、さまざまな地域活動団体との連携により、地域での見守りを実施しています。

(2) 内容の見直し

事業の改善等による上方修正や社会情勢や制度改正等に伴う下方修正については、次表のとおり各施策の内容を見直し、次期の計画策定に向け方向性を整理していきます。

【内容の見直しを行う施策】

令和8年3月末時点

基本目標Ⅰ 人づくり	③地域福祉の担い手の育成・確保を推進します。	
施策	担当課	内容（見直し）
市民・ボランティアによる地域福祉活動の推進	障害者支援課	市民活動やボランティア活動を推進し、障害のある人との交流を通じて市民の障害への理解を促進し、地域での協力体制を構築します。また、福祉ボランティアの養成と確保を行うために養成講座の開催を支援します。
救急・救助体制の充実	消防署	高度で専門的な知識・技術を備え持った隊員の育成と適切な配置、設備や資器材の整備を進めるとともに、講習会等を通じて市民の防災と救急知識、技術の向上を図ります。
基本目標Ⅱ 場づくり	②多世代・多文化交流や障害者の居場所づくりを支援します。	
施策	担当課	内容（見直し）
農業にふれ親しむ機会の確保	産業課	農業にふれ親しむ機会として、市民農園や農業体験等の取組の充実を図ります。また、講師や講座参加者たちの交流を促し、生産者ネットワークの構築を推進します。
基本目標Ⅱ 場づくり	③参加の機会や動く場を広げ、社会活動を促進します。	
施策	担当課	内容（見直し）
専門機関での療育・教育の実施	障害者支援課	就学前の乳児・幼児の発達支援において、保護者と共に個別対応の支援を提供します。特別支援教育において、関係機関と連携し、障害を持つ児童の自立を支援すると共に、犬山市青少年センターを中心に子どもや若者の支援を実施します。

基本目標Ⅲ しくみづくり ①安心して安全に暮らせるまちづくりを推進します。		
施策	担当課	内容（見直し）
防災対策・災害時支援	障害者支援課	災害時に被害を最小限に抑え、障害のある人が安全に避難できるよう、防災訓練の実施や地域での支援体制を充実します。また、高齢者や障害のある人などの要配慮者のため、福祉避難所となる場所をあらかじめ決めておき、有事において避難所の運営が円滑にできるよう受入の準備や環境整備を進めます。
水道施設の更新、適切な維持管理	水道課	水道施設について、計画的に更新と耐震化を行うとともに、適切な維持管理を進めます。また、管路漏水調査を計画的に行い、漏水箇所の修繕により有収率の向上を図ります。
下水道等の整備推進、適切な維持管理	下水道課	都市の健全な発達、公衆衛生の向上及び公共用水域の水質保全を図るため、計画的に下水道整備や老朽化した管きよの更生・更新を進めていきます。下水道整備を行った区域における下水道未接続世帯等に対して接続依頼を行い、効率的な事業運営を図ります。
基本目標Ⅲ しくみづくり ②福祉サービスの充実と適切な利用を促進します。		
施策	担当課	内容（見直し）
ニーズに合った福祉サービスの提供	障害者支援課	地域において、障害のある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、一人ひとりのニーズに合ったきめ細かい支援とライフステージに応じて切れ目のない支援を提供します。また、障害のある女性や子ども、高齢者などの複合的に困難な状況に置かれた障害のある人へのきめ細かい配慮に努めていきます。さらに、障害福祉サービス事業所等への適切なサービス提供に向けての指導を通じ、障害福祉サービスの質の向上に努めます。
経済的支援	障害者支援課	障害のある人とその家族に対する経済的な支援や相談支援を充実します。
地域子ども・子育て支援事業の推進	子育て支援課 子ども未来課 健康推進課	国が定める事業を適切に実施することで、地域の子育て世帯が安心して子育てができる環境を整えます。
基本目標Ⅲ しくみづくり ③権利擁護の体制を整えて尊厳を守ります。		
施策	担当課	内容（見直し）
権利擁護の推進	障害者支援課	障害のある人の権利擁護のため、サービス提供事業者や相談支援事業者など関係機関と協力し、「成年後見制度」における財産管理や「日常生活自立支援事業」における金銭管理の活用を支援すると共に、虐待防止のために保健・医療・福祉関係者が連携して意識醸成と早期発見に努めます。
要保護児童対策の充実	子育て支援課	こども家庭センターの運営及び家庭支援事業の実施を適切に行うことで、妊娠から子育て期の世帯に対して包括的かつ継続的な支援体制を構築し、児童虐待の防止・適切な対応に努めます。

（３）今後について ～犬山市地域福祉推進委員会からの意見～

本計画は、市の既存施策（事業）の中から地域福祉に関連する事業を抽出し、体系的に再整理したもので、評価の結果、各事業は適切に推進されており、その取り組みは評価できる状況です。一方、事業単体で見ると、市民が地域福祉との関連性を実感しにくいケースや、担当部署間で地域福祉への認識にばらつきがある現状も見られます。そのため、各事業が広義の地域福祉にどのようにつながる

かという意識を、関係者間で継続的に醸成していく必要があります。

併せて、行政のみならず、制度ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が横軸でつながることで、地域とともに創っていかうとする意識を持つことが、地域福祉の推進にとって大切です。

なお、本計画は、福祉の各分野の上位に位置付けられた理念計画であり、具体的な目標値（数値）は設定していません。このため、評価は個別事業の年次的な進捗状況や効果に基づいて行われています。こうした特性から、行政と市民や福祉の現場感覚との間に乖離が生じる可能性も考えられます。

よって、次期の計画策定においては、この乖離を埋めるため、引き続き地域福祉推進委員会をはじめとした会議体での意見交換や市民や地域活動団体、福祉現場の意見を聞きとりながら施策に反映していく必要があります。

5 おわりに ～つながり支え合う地域社会へ～

社会経済情勢が目まぐるしく変わり、これまでの社会保障制度では解決できない複合化・複雑化した生活課題が増えている昨今ですが、私たちの「安心して暮らしたい」という思いは変わりません。

国が掲げる「地域共生社会」の実現に向けて、本市に住む誰もが住み慣れた地域でいきいきと健やかに暮らし続けられるまちを目指すには、公的サービスの充実だけでなく地域の多様な主体がつながって支え合う「地域力の強化」が必要です。

この度の中間評価を踏まえ、本計画が市民や地域の様々な団体と行政が一丸となって地域福祉を推進するための羅針盤となるよう、市民や地域の様々な団体からいただいた意見を引き続き反映させ、第2次犬山市地域福祉計画へとつなげていきます。

犬山市地域福祉計画
犬山市重層的支援体制整備事業計画
犬山市成年後見制度利用促進基本計画
犬山市再犯防止推進計画

発行：犬山市健康福祉部福祉課
犬山市大字犬山字東畑 36 番地
電話 0568-44-0319
F A X 0568-44-0364
Eメール 030100@city.inuyama.lg.jp

犬山市地域福祉活動計画
(犬山市社会福祉協議会策定)

社会福祉法人犬山市社会福祉協議会
犬山市松本町四丁目 21 番地
電話 0568-62-2508
F A X 0568-62-9923
Eメール iihukusi@gld.mmtr.or.jp

発行年月：令和 8（2026）年 3 月
計画期間：令和 5（2023）年度～令和 9（2027）年度

計画全体版
(市ホームページ)

